本号で公布された法令のあらまし

◇**関税法施行令の一部を改正する政令**（政令第二二号）（財務省）

1　本年三月一一日に百里飛行場の供用が開始され、国際航空路線が開設されることに伴い、同飛行場を税関空港に指定することとした。（別表第二関係）

2　この政令は、平成二二年三月一一日から施行することとした。

◇**検疫法施行令の一部を改正する政令**（政令第二三号）（厚生労働省）

1　百里飛行場を検疫飛行場として指定することとした。（別表第一関係）

2　百里飛行場について検疫法第二七条第一項に規定する検疫所長が衛生調査を行う区域を定めることとした。（別表第三関係）

3　この政令は、平成二二年三月一一日から施行することとした。

◇**国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令**（政令第二四号）（厚生労働省）

一　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正関係（第一条関係）

1　国民健康保険組合に対して国が負担する事務費負担金（介護納付金の納付に係るものを除く。）の算定基礎となる被保険者一人当たりの基準額を改定することとした。

2　平成二一年度に係る国民健康保険組合における療養給付費等に対する国庫補助金については、平成二一年三月一日から平成二二年二月二八日までの間における療養の給付等に要した費用の額に基づいて算定するとともに、当該国庫補助金の一部については平成二二年度において補助することとする特例を設けることとした。

二　国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正関係（第二条関係）

市町村に交付する事務費交付金の算定基礎となる被保険者一人当たりの基準額及び福祉年金受給権者一人当たりの基準額を改定することとした。

三　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正関係（第三条関係）

1　都道府県に交付する特別児童扶養手当事務費交付金の算定基礎となる認定を受けた受給資格者一人当たりの基準額を改定することとした。

2　市町村に交付する特別児童扶養手当事務費交付金の算定基礎となる認定を受けた受給資格者一人当たりの基準額を改定することとした。

四　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正関係（第四条関係）

市町村に交付する特別障害給付金事務費交付金の算定基礎となる認定を受けた特定障害者一人当たりの基準額を改定することとした。

五　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**日本中央競馬会の平成二十二事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令**（政令第二五号）（農林水産省）

1　日本中央競馬会が、平成二二事業年度の剰余のうち、特別振興事業に使用することができる割合を、一〇〇分の一〇〇とすることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

関税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年三月十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第二十二号

関税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第十二号の規定に基づき、この政令を制定する。

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「福　島　福　島」を「福　島　福　島　茨　城　百　里」に改める。

附　則

この政令は、平成二十二年三月十一日から施行する。

財務大臣　菅　直人

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

検疫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年三月十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第二十三号

検疫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第三条及び第二十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「福島　福島空港」を「福島　福島空港　茨城　百里飛行場」に改める。

別表第三福島空港の項の次に次のように加える。

百里飛行場	百里飛行場の区域及びその周辺おおむね四〇〇メートル以内の地域のうち、厚生労働大臣が指定する地域

附　則

この政令は、平成二十二年三月十一日から施行する。

厚生労働大臣　長妻　昭

内閣総理大臣　鳩山由紀夫